

小田原市下水道運営審議会 会議録

会議名	令和3年度第2回小田原市下水道運営審議会	
日時	令和4年1月12日（水）午後2時45分～午後4時10分	
場所	小田原市上下水道局第2・3会議室	
次第	1 開会 2 議題 ① 会議の公開について ② 報告事項 ア 上下水道事業を統合した新たな審議会に関する検討状況について イ 小田原市下水道管路包括的維持管理業務について（概要） ウ おだわら下水道ビジョンについて（概要） エ その他 3 閉会	
資料	資料 小田原市下水道運営審議会の公開について 資料1 上下水道事業を統合した新たな審議会に関する検討状況について 資料2 小田原市下水道管路包括的維持管理業務【概要】 資料3 おだわら下水道ビジョン【概要】	
出席者	審議会	茂庭会長、関野副会長、渡辺委員、内田委員、鈴木委員、金井委員、加藤委員、畠山委員、早瀬委員、望月委員、志村委員、宮本委員
	事務局（市）	上下水道局長、上下水道担当局長、片野上下水道局副局長、西浦上下水道局副局長、経営総務課長、給排水業務課長、下水道整備課長、経営総務課副課長、曾根下水道整備課副課長、押田下水道整備課副課長、望月経営総務課経理係長、下水道整備課計画係長、下水道整備課係員1名
傍聴者	1人	

※任期替後の初回の会議のため、議題に先立ち、審議会規程第4条に基づき、正副会長の互選を行った結果、会長に茂庭委員、副会長に関野委員が選出された。

会 長

それでは次第に沿って進めてまいります。

議題①の会議の公開について、事務局から説明願います。

事務局

それではご説明いたします。お手元の資料「小田原市下水道運営審議会の公開について」をご覧ください。

はじめに1の「公開・非公開の決定」ですが、小田原市では、情報公開条例により、審議会等の会議は原則公開となっております。ただし、他の法令等に特別の定めがある場合や、個人情報を取り扱う場合は非公開とすることができることとなっております。

本審議会につきましては、下水道関連法令において特段非公開を定めているものはなく、また、基本的に個人情報を扱うような議題はございませんので、公開が妥当と思われませんが、公開か否かを会議体ごとにあらかじめ定めておく必要がございます。

次に2の「会議の公開方法等」ですが、会議開催については、(1)のとおり、あらかじめ周知することになっていきます。

本審議会が公開となった場合には、(2)のとおり、傍聴者には資料を配布します。また、(3)のとおり、会議録は、行政情報センター(本市の情報公開の拠点)に備え置き、自由に閲覧できるようにするほか、ホームページでも公開します。なお会議録につきましては、発言者の個人名は使用せず、会長、委員、事務局のような表現方法とさせていただきます。

最後の3の「傍聴要領の制定」につきましては、参考資料としてお付けしているもので、本審議会が公開となった場合の傍聴手続きや遵守事項について、傍聴要領を定めています。

会 長

ただいまの説明について、ご質疑等はございますか。

(質疑等なし)

会 長 | それではお諮りします。事務局の説明どおり、本審議会を公開することについてご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 | ご異議ありませんので、審議会を公開することに決定します。これより、傍聴者がいる場合は入室を許可します。事務局、いかがですか。

事務局 | 現時点で、1名の希望者がいます。傍聴上の注意事項を説明の上、入場をご案内しますので、しばらくお待ちください。

(傍聴者入場)

会 長 | それでは、議題の②ア 上下水道事業を統合した新たな審議会に関する検討状況について、事務局から報告願います。

事務局 | それでは、ご報告します。

そもそも、審議会とは、行政機関が意思決定をおこなう際に意見を求める合議機関であると定義づけられています。上下水道事業を統合した審議会の設置については、令和2年度における上下水道事業の組織統合の検討の中でも、統合すべきではないかという議論はあったものの、組織統合後の状況や他市の状況も鑑みて、更なる検討を加えていくこととなっておりました。また、去る10月末の本審議会の後に開催しました、本市総合計画の意見交換会の場において、会長から「組織統合したことからも、上下水道事業別々で存在する審議会を統合したらどうか。」とのご意見もいただいたところです。本日は、こうしたご意見等も踏まえた現在の検討状況をご報告いたします。

資料1の1 現状ですが、上下水道事業に関する審議会は、現在2つございます。一つは、水道事業所管の「小田原市水道料金審議会」、もう一つは、本日開催しております、下水道事業所管

の本審議会でございます。資料を見ていただくとおり、2つの審議会の相違点としては、所掌事務が、水道料金審議会は水道料金に関する事項のみですが、本審議会は料金だけではなく下水道事業の運営全般となっております。また、本審議会のみが常設で、水道料金審議会は水道料金の改定時のみ開催しております。さらに、本審議会は、諮問事項以外にも決算や下水道ビジョンなどの重要事項も随時ご報告しております。一方、一番大事なところで、共通点として、審議会を運営するに際し最も重要な項目である委員選出区分やその構成が同じ考え方であり、会長も会長に水道料金審議会会長を務めていただいております、同じです。

こうした状況を踏まえ、次の2 審議会のあり方に係る課題でございますが、一つとしては、令和3年度に上下水道事業の組織が統合されたこと、また、各事業の利用者がほぼ同一であるにもかかわらず、所掌事務が異なる等、審議会のあり方が相違していることは、一定の検討が必要であることがあります。もう一つは、下水道事業は、諮問事項のほか、決算を始め、様々な重要事項をご報告し、皆様方から、今後の下水道事業運営の参考となる貴重なご意見等をいただく機会が確保できていますが、水道事業はその機会がなく、今後ますます厳しくなる経営環境において、持続可能な事業運営をしていくうえでも、下水道事業と同様に、様々な知見やご意見等をいただける場を確保していく必要があることが課題として挙げられます。

次に、3 他市の状況ですが、神奈川県及び本市と同じような人口規模の44自治体を調査したところ、上下水道事業を統合した審議会を設置している自治体は37市、この37市のうち、上下水道事業の運営全般を所掌事務とする審議会は29市にも上っております。

次に、4 今後の方向性ですが、ただいまご説明いたしました事項を踏まえ、現状の上下水道事業別々で設置している審議会を廃止し、新たに上下水道事業の運営全般を所掌事務とする常設の審議会を、令和4年度から設置する方向で更なる検討を進めていきます。

次に、5 委員構成ですが、水道事業が加わったとしても、求められる人材は同じであると考えられますので、推薦団体への確認や皆様方のご承諾を今後個別にいただくことを前提に、本審議会委員12人に、新たに、公募市民1人、また基本的に水道関係の学識経験者2人を加え、合計15名で構成することで検討を進めていきます。

最後に、6 スケジュールでございますが、本日の報告後、令和4年3月市議会定例会において、新たに設置いたします審議会に関する条例の一部改正等の審議を経て、令和4年4月に新たな審議会を設置し、10月ごろに、第1回審議会を開催する予定でございます。また、運営方法等については、条例ではなく規程の形で定めてまいります。

なお、本日、皆様方に委嘱をさせていただきましたが、お渡ししました委嘱状には、任期が令和5年10月29日までとなっております。今後、新たな審議会の設置が市議会でも認められましたら、本審議会としての任期は令和4年3月31日までとなる予定でございます。委員の皆様方におかれましては、今後、詳細が決まりましたら、個別に調整させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。以上で報告を終わります。

会 長 報告が終わりました。ただ今の報告について、ご質疑等ございますか。

(質疑等なし)

会 長 特にご質疑等がありませんので、ア 上下水道事業を統合した新たな審議会に関する検討状況についてを終わります。

会 長 それでは、議題②イ小田原市下水道管路包括的維持管理業務について、事務局から報告願います。

事務局 それでは、ご報告します。

本件につきましては、令和2年11月及び令和3年10月の本審議会でご報告させていただいておりますが、本日は、令和3年10月開催の第1回事業者選定委員会で審議いただきました本業務の実施方針の内容をはじめ、事業の実施に向けた今後の取組内容についてご報告させていただきます。お手元の資料2をご覧ください。

はじめに、1の業務の目的でございますが、下水道管路の日常の維持管理に関する各種業務等を複数年かつ包括的に委託することにより、民間事業者の体制やノウハウを活用するとともに創意工夫を促し、通報受付から現地確認、原因特定、緊急対応までをワンストップで行うなど、業務の効率化及び利用者サービスの向上を図ることを目的としております。

次に、2の業務の全体像でございますが、(1)の対象施設につきましては、一覧表にお示しのとおり、下水道本管約590キロメートル、人孔・人孔蓋約25,000基などの施設を対象としております。(2)の事業方式につきましては、「包括的民間委託」を採用いたします。事業実施後の管路の維持管理の状況をイメージ図でお示ししておりますが、現在、行政で行っております管路の各種維持管理業務のうち、その一部の日常的維持管理業務を主に1つのパッケージにしまして、これを複数年契約により民間に実施していただくものになります。また、民間委託することにより、不適格な業務があった場合の是正、事業者提案事項の履行確認、業務効果の見極めなど、しっかりとモニタリングを行い、行政としての責任、役割を果たしていくこととしております。期待する効果といたしましては、実施前に比べ、住民対応等業務のワンストップ化による市民サービスの向上が図られるとともに、包括的民間委託により確保できる職員の時間や労力を老朽化施設の改築業務等に注力することを見込んでおり、持続可能な下水道管路の適切な維持管理になるものと考えております。(3)の事業を実施する上での基本方針につきましては、「持続可能な下水道サービス維持のため、地域で出来ることは地域で行う。」「市と市内事業者、市外事業者の適切な役割分担を行う。」「市内事業者が参

加しやすく地域経済の循環に寄与する形での事業化を図る。」という市内事業者に配慮した基本方針を定め、取組んでいくこととしております。(4)の事業者の選定方式につきましては、「公募型プロポーザル方式」を採用します。(5)に事業スキームを図で示させて頂いております。図左側にある統括管理業務はこの業務全体の統括管理を行う極めて重要な役割を担う業務であることから、この業務を担う企業を代表企業とし、下水道管路の点検や調査等を行う企業Aと、修繕や改築等を行う企業Bというそれぞれの役割分担を明確にした共同企業体で実施して頂くということで考えております。(6)の業務履行期間につきましては、令和4年11月1日から令和9年3月31日までの4年5か月間を予定しております。

資料2の2枚目をご覧ください。次に、3として、事業実施に向けての具体的な取り組みについてご報告いたします。(1)の事業者選定委員会の設置でございますが、先程ご説明したとおり、本業務を実施する事業者は公募型プロポーザル方式で決定することから令和3年10月15日に、学識経験者と行政職員3名から構成された「小田原市下水道管路包括的維持管理業務事業者選定委員会」を設置し、本業務の実施に係る実施方針について協議を頂いたところでございます。なお、本委員会の会長には、当審議会の会長でおられます茂庭先生が選任されております。(2)の実実施方針の作成・公表についてでございます。実施方針は、本業務の実施にあたり、その業務の概要及び事業者選定に係る事務等について、参加意欲を持つ事業者に対しまして、プロポーザルへの参加準備を促すことを目的に作成したものでございます。令和3年12月7日にこの実施方針を公表し、質問の受付を行いました。「業務内容」、「応募企業の構成」、「応募要件」及び「業務実績」などについて、3社から16件の質問を受けており、主な質問としては、計画的維持管理業務の点検業務やマンホールポンプの洗浄業務、統括監理業務の企業構成、応募要件の業務実績などがございました。民間事業者の参加意欲を改めて感じたところでございます。なお、実施方針の中身につきましては、先程、

ご説明した事業の目的や概要等のほか、事業参画に係る応募要件の概要等を示しており、ホームページでも公表しておりますので、機会があれば一度ご覧いただければと存じます。(3)のプロポーザル募集告示についてでございます。事業者を選定するためのプロポーザル募集の告示につきましては、本年3月下旬の市議会での予算議決後、募集要項、要求水準書等を添えて事業者へ向けた告示を行う予定です。なお、プロポーザルの実施につきましては、7月開催予定の「第3回事業者選定委員会」において、応募者の中から「最優秀提案者」を選定していただき、市は選定された「最優秀提案者」を「優先交渉権者」として業務契約を締結する予定としております。(4)の提案審査における審査項目(例)につきましては、一般的な事例をお示ししておりますが、審査や評価項目などの具体的な内容につきましては、1月28日開催予定の「第2回事業者選定委員会」において、募集要項や要求水準書とともに決定する予定となっております。

最後に、4のスケジュールについてでございます。主な実施事項を一覧表にお示ししておりますが、今後は様々なプロセスを経て、11月1日から業務の開始を目指して取り組んでいく予定でございます。

以上で報告を終わります。

会 長 報告が終わりました。ただ今の報告について、ご質疑等ございますか。

委 員 S D G s の関係でお聞きしたいのですが、30社以上のパートナー企業の応募があったと聞いていますが、下水道事業関係の企業は何社ぐらいあったのでしょうか。

また、先日ラジオのニュースで聞いたのですが、ある銀行が融資を受けに来た中小企業にS D G s について尋ねたところ、50%くらいの会社は、何をやったらよいか分からない様子だった、とのことでした。維持管理イメージにあるように、委託モニタリングを行うと思いますが、しっかり実施していただいて「以前と変

わらない」と言われたいようにしていただきたいです。

事務局

昨年の4月に事業者説明会を実施しましたが、30社ほどの業者の参加を得ました。内訳は、市内事業者が22社、市外が8社でした。広く募集をしたため、総合商社や、下水道以外の業者の参加もありましたが、3分の2近くが下水道業者で、これまでの本市の維持管理に精通した業者も数多かったです。

これまでは、個々の業務を市で発注し、進ちょくや完成状況を個々に確認してきており、年間200件近くあったものを、今回は包括的に1度にお願ひするということになります。また、市民利用者からの通報や苦情が年間100件くらいあり、これまでは、市の職員が個々に原因を特定し、対応可能な業者を選定してきましたが、今回はワンストップ化します。これまでは休日夜間などは、対応に時間を要すこともありましたが、今後は迅速な対応が図られるものと考えており、市民サービスの向上にもなると期待されます。

ただ、委員も言われたとおり、この業務は、民間に丸投げしてはならないもので、モニタリングをどのように行うかですが、まず業務の内容や基準を示し、それに対し、事業者は創意工夫の観点から提案を行います。そして、その履行が可能なのか、現場の対応力はどうか等については、契約時にも調整し、総括管理を担う企業とは常に打ち合わせたり、計画を提出させたりして、しっかりと執行していただくようモニタリングをしたいと考えています。今、そのあたりの基準を精査しており、今月28日の事業者選定委員会で決定する流れになっています。

会長

SDGsについては、どうですか。

事務局

この後の下水道ビジョンの報告においてもご説明しますが、包括業務の中でも盛り込んでいきたいと思ひます。SDGsは、平成27年に国際サミットにおいて採択された世界共通の目標ということで、下水道事業にも4つの項目が関わってきます。1つ目

が「安全な水とトイレを世界中に」で、公共用水の水質保全に努めるということで、包括管理業務には直接関わりませんが、ビジョンとしては取り入れていきます。2つ目の「産業と技術改革の基盤をつくろう」は、施設の地震対策等による安心安全なインフラの構築ということですが、これも包括管理業務にはあまり係わりがないところで、本市が主体的に実施していくものです。3つ目の「住み続けられるまちづくり」ですが、施設の効率的な維持管理や健全な経営により、市民生活の基盤を維持していく、というもので、これはまさに包括管理業務の取り組みということになります。4つ目の「気象変動に具体的な対策を」は、豪雨浸水のリスクに向けた雨水渠整備等がありますが、これも包括管理業務には任せられないので、別途、市が主体的に取り組んでいきます。

委員 資料の2(3)に「市と市内事業者、市外事業者の適切な役割分担を行う」とありますが、事業スキームの図を見ますと、代表企業、構成企業A(市内)、構成企業B(市内)とあります。そうすると、代表企業が市外事業者という解釈でよいですか。

事務局 市の方針としては、「地域でできることは地域で行う」ということで、これまで、維持管理の実績のある民間事業者のヒアリングや意見交換を実施してきました。構成企業A、構成企業Bは、日常の維持管理に特化したもので、これは市内業者の強みで、全面的に担うことができるものです。一方で、様々な業務を統括的に管理する業務は、初めての試みということで市内業者にはノウハウがないという意見もありました。全国的には40くらいの事例がありますが、こうした業務を地域の業者が担うのはハードルが高いと見て取れますので、業務に精通しているコンサル、いわゆる市外業者に委ねるといった棲み分けをしています。

委員 スケジュールを見ますと、事業者選定が7月22日で、契約締結が10月、業務開始が11月1日となっており、他の類似例からすると、引き継ぐための期間が短いように思いますが、大丈夫な

のでしょうか。

事務局

この点は、事業者選定委員会の会長からもご指摘をいただいています。契約から業務開始までは、1箇月から3箇月の期間を設けるものようですが、今回は、参加意欲を持った事業者に対する配慮として、先月、実施方針を示し、ある程度事業の概略を公表しています。これにより、準備等もある程度進めていただけると考えています。事業者選定で選定された業者が速やかに業務開始できるのが望ましいと考え、公表したわけですが、特にスケジュールに対する質問は一切ありませんでしたので、これで進められるのではないかと考えています。

委員

もう一点ですが、委託期間が4年5箇月というのは、やや短いように思います。5年くらいの例が多いように思います。設備投資の必要はないため、10年ではないとは思いますが、意外に短い気がします。

事務局

全国的な実績やガイドラインでは、大体3年から5年となっています。3年という考え方もありましたが、5年くらいかけないと、民間のノウハウも期待できませんし、3年ごとの事業者選定というのも難しいと考えており、次期の事業スキームを考えるために5年くらいが適当であるとしたものです。最近の動向では、まず試しに3年くらい実施する事例もありますが、5年くらいとする自治体が増えています。7年や10年といった事例は見当たりません。

委員

単純な質問なのですが、応募は、代表企業、構成企業A、構成企業Bが個々に行うのですか。

事務局

別々に応募するのではなく、あらかじめ共同企業体を任意で組んで応募する方式です。

委員 モニタリング調査が大変重要とのことですが、具体的に、どういう調査をすると何が分かることになるのでしょうか。イメージがつかないのですが。

事務局 個々の業務について、要求水準を定めるわけですが、年度ごとの業務内容も決まっており、特に計画的な維持管理業務については、あらかじめ数値も固めています。一方で、あらかじめ想定できない事故対応業務などもあります。いずれにしても、各業務をどう計画的に実施するかを示してもらいます。それを、年間、あるいは月ごとに、また週間ごとに履行確認をすることで、適切な維持管理を確認していくこととなります。確認は、各業務について個々に実施するのは難しいため、統括企業にも資料をまとめてもらいますが、場合によっては現場検査を行っていく、という流れになります。

委員 統括企業があらかじめ確認して、市に報告するのですか。

事務局 統括企業が各構成企業と調整します。共同企業体としても、セルフモニタリングを行い、下検査なり整理をした後、市に報告してもらうこととなります。また市としても、それを鵜呑みにするのではなく、是正を指導する等、より適切な維持管理となるようにします。

会長 他にございませんか。

(発言なし)

会長 ご発言も尽きたようですので、伊小田原市下水道管路包括的維持管理業務についてを終わります。

会長 それでは、議題②ウおだわら下水道ビジョンについて、事務局から報告願います。

それでは、ご報告します。お手元の資料3をご覧ください。

まず始めに「1 改定の趣旨」でございますが、「おだわら下水道ビジョン」は、下水道が果たすべき役割や目指すべき方向性、課題解決に向けた施策を示す基本計画となります。平成23年度に策定した「小田原市下水道中期ビジョン」は、概ね10年が経過し、下水道を取り巻く昨今の情勢や将来の事業環境を踏まえ持続可能で適切な下水道事業の実施に向けて、この度改定するものでございます。次に、「おだわら下水道ビジョンの」位置付けでございますが、国が策定している「新下水道ビジョン」や神奈川県が策定している「流域下水道全体計画」等の上位計画に即し、本市の下水道事業に関する計画である「小田原市下水道ストックマネジメント計画」や「小田原市下水道事業経営戦略」などの各計画と整合を図り、事業実施のための整備計画等へ反映させるものでございます。なお、本ビジョンの計画期間は令和4年度から令和13年度までの10年間としております。

3ページをご覧ください。「4 本市下水道の現状と課題」についてですか、1点目は、「環境」の視点から適正な汚水処理として汚水管渠の整備状況を、2点目は、「強靱」の視点から災害への備えや老朽化の対応として雨水渠の整備や汚水管渠の老朽化への対応状況、4ページに移りまして3点目は、「持続」の視点から効率的な維持管理と健全な経営として、不明水の状況などを、最後に4点目は、「創造」の視点から付加価値の発掘として下水道事業のPRの必要性を、各視点に基づく、本市下水道の現状と課題を整理しております。

5ページをご覧ください。ここでは「5 下水道事業の将来像と施策設定」を示しております。基本理念は、「未来へつなぐ、暮らしを支える下水道」としております。下水道は暮らしや社会を支える基本的な社会基盤として、その使命である公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上を通じて、豊かで住みやすい小田原の街を未来につないでいく、こうした想いで基本理念を掲げております。先ほどの現状と課題の説明でもふれましたが、国策定の「新下水道ビジョン」が掲げている下水道の使命を踏まえ、「環境」

「強靱」「持続」「創造」の4つの視点と、それぞれの視点から将来像を掲げています。将来像は「環境」の視点から「快適な暮らしの実現」、「強靱」の視点から「災害に強い下水道」、「持続」の視点から「健全経営を保つ下水道」、「創造」の視点から「新しい価値の創造」としました。そして、その将来像の実現に向け、下水道事業における様々な課題の解決を図ることはもとより、「第6次小田原市総合計画」におけるまちづくりの目標及びSDGsにおける持続可能な開発目標などを踏まえ、新たな基本施策と個別施策を設定しました。

それぞれの施策の内容については、6ページから11ページにかけてお示ししています。6ページをご覧ください。「環境」の視点から、「将来像 快適な暮らしの実現」に向けた基本施策として、「公共用水域の水質保全」と「環境に配慮した取組」の2つを設定しました。「基本施策1 公共用水域の水質保全」については、関連事業や土地利用の動向に合わせて污水管渠の整備、下水道整備済み区域内の接続促進、適正な水質の維持に向けた取組を行うものでございます。現在、「小田原市公共下水道全体計画」の区域約2,889haのうち、整備済み区域は約2,547haであり、面積整備率は約88%となっています。現在は一般整備地区の整備を進めていますが、今後は千代・下曾我地区の事業着手を始め、面積整備率100%を目指して施策に取り組んでまいります。「基本施策2 環境に配慮した取組」については、「下水道施設の利活用」として寿町ふれあい広場の利活用促進、「脱炭素社会の実現に向けた取組」として設備等更新時の環境負荷低減の検討を行います。

7ページをご覧ください。「強靱」の視点から、「将来像 災害に強い下水道」に向けた基本施策として、「浸水被害のリスク軽減」、「下水道施設の地震対策」、8ページに「危機管理対応の強化」、「適正な下水処理」の4つを設定しました。「基本施策3 浸水被害のリスク軽減」については、浸水想定を考慮した計画的な雨水渠幹線の整備や過去に浸水被害が発生した場所の雨水渠整備などを行うものです。現在、雨水渠幹線整備率は約56%とな

っており、引き続き雨水渠整備に取り組んでまいります。「基本施策4 下水道施設の地震対策」については、重要な管渠や中継ポンプ場等の地震対策を行うものです。重要な管渠は、広域避難所や災害拠点の下流、緊急輸送路下に埋設したものなど、地震時において特に優先的に対策が必要な污水管渠のことで、約149kmに対し、耐震化済み延長は約62km、耐震化率は約42%となっており、令和13年度までに全ての重要な管渠の耐震化完了を目指して取り組んでまいります。

8ページをご覧ください。「基本施策5 危機管理対応の強化」については、停電時にもポンプ場の機能を確保するための自家発電設備の維持、津波や洪水などの浸水への対策、危機管理体制の強化など、ハードとソフトの両面から取り組んでいくものです。また、災害時のトイレ環境の確保に向けて、防災部局と連携して広域避難所等へのマンホールトイレ設置について検討を進めます。「基本施策6 適正な污水处理」については、老朽化した施設の改築更新や、計画的な点検や清掃といった日常的な管理により、下水道の機能を確保し、適正な污水处理を維持していくための取り組みを行うものです。

9ページをご覧ください。「持続」の視点から、「健全経営を保つ下水道」に向けた基本施策として、「健全経営の維持」、「効率的な維持管理の推進」、10ページに「不明水対策」、「お客様サービスの向上」「組織力の維持向上」の5つを設定しました。「基本施策7 健全経営の維持」については、令和元年度に策定した「小田原市下水道ストックマネジメント計画」や令和2年度に改定した「小田原市下水道事業経営戦略」の実践や定期的な見直しをはじめ、決算や収支に係る推移を注視した適正な下水道使用料の検証、国庫補助制度の活用などによる財源の確保にも取り組んでまいります。「基本施策8 効率的な維持管理の推進」については、旧寿町終末処理場の不要施設撤去や公民連携の推進、デジタル技術の活用など、本市の2030ロードマップにおいて、まちづくりの推進エンジンとして掲げている取り組みを下水道事業においても実施していきます。

10 ページをご覧ください。「基本施策 9 不明水への対策」については、実汚水量の約 1 / 3 を占める不明水に対し、汚水管渠の更生工事等による浸入水防止や、雨天時の一時的な汚水の貯留施設である西部汚水調整池の適切な運転管理を行うものです。

「基本施策 10 お客様サービスの向上」については、さらなる利便性向上のための電子申請等に関する検討や、上下水道の各台帳の閲覧に関するワンストップ化を目指すものでございます。

「基本施策 11 組織力の維持向上」については、世代間の技術継承や、年齢構成などを踏まえた適正な人員配置などに取り組むものです。

11 ページをご覧ください。「創造」の視点から、「将来像 新しい価値の創造」に向けた基本施策として、「情報発信の充実」、「豊かな水環境の創造」を設定しました。「基本施策 12 情報発信の充実」については、小田原市デザインマンホール蓋設置事業などの下水道事業への理解・啓発や、インスタグラム等を活用した積極的な情報発信に取り組むものです。「基本施策 13 豊かな水環境の創造」については、多自然水路など自然や環境に配慮した雨水渠整備を行うものです。以上が、将来像の実現に向けた基本施策と個別施策になります。

12 ページをご覧ください。ここでは4つの視点ごとに描いた将来像と各施策の関係を施策体系としてあらためて取りまとめたものでございます。

13 ページをご覧ください。投資財政計画として、「小田原市下水道ストックマネジメント計画」に基づく投資計画と「小田原市下水道事業経営戦略」における基本方針を示しております。このうち投資計画につきましては、図に示すとおり、令和 13 年度までは概ね現在の投資水準を維持しながら、汚水管渠整備や地震対策事業などの各事業に取り組んでいくこととしております。最後になりますがフォローアップとして、これまで説明させていただいた各施策の実施状況に応じた課題を踏まえ、概ね5年毎に計画の見直しを図っていくPDCAサイクルを示しています。

今後のスケジュールとしましては、1月中に本編の行政案を作

成し、市議会3月定例会への報告後、3月～4月にかけてパブリックコメントによる意見募集を行い、7月頃に策定作業を完了し、ホームページ等により公表する予定としております。なお、パブリックコメントの実施状況等を踏まえまして、改めて当審議会への報告をさせていただきたいと考えております。

以上で報告を終わります。

会 長 報告が終わりました。ただ今の報告について、ご質疑等ございますか。

委 員 4ページにもPRの必要性が示されていますが、小学校の社会科授業での施設見学等がありますか。

事務局 小学校の4年生が、下水道管理センター等を見学しています。この2年くらいは、新型コロナウイルス感染症対策のため見合わせていますが、落ち着きましたら「出前講座」等の学習の場を含め、再開したいと考えています。

また、県下水道公社でも、回数は限られますが、本市を含め小学4年生を対象とした出張教室を実施しています。

委 員 この資料は、とても見易いと思います。視点、施策、事業に分けて番号ごとに内容が説明してあったり、カラー分けがされていたり、また、一般の立場では分からない管や錆びたポンプの状況の写真があり、老朽化の様子がビフォーアフターで分かるなど、とてもよくできた資料だと思います。ただ文字だけの資料が多い中で、突出して分かりやすかったです。

事務局 ビジョンの中長期的な取り組みとして、国が平成19年に示したものを踏まえ、各事業体で作成に取り組み、本市では平成23年に最初のビジョンを策定しました。今回は、さらにグレードを上げて本編を策定中ですが、委員が言われるように、文字だけではなかなか難しいため、イラストや図表を入れたりして、目で見

てもらおうような作り込みをしています。本編については3月くらいにパブリックコメントを実施しますが、委員の皆様にも情報発信をしていきたいと思っておりますので、ご覧いただき、ご意見等があればお寄せいただきたいと思います。

委員 こうした作業を通じて、目標が見え、また分担も分かってきます。分かり易くすることは、内部組織としても重要だと思います。

13 ページのフォローアップについてですが、これは一番大事な部分で、自分たちの点検評価、自己点検の実施を検討してほしいと思います。外部に委託して評価を受けても、実質的な評価は得られないと思います。まず、自己点検をすべきです。10年という期間の中で、毎年行っても意味がなく、3年や5年という区切りで自己評価することが役に立ちます。

大学でも自己点検を行っていますが、これは文科省から言われてやっているため、良くありません。自発的に行うことが一番良いと思います。こうした観点でフォローアップを実施していただきたいです。

事務局 前回のビジョンでも、PDCAサイクルによるフォローアップが大事であることを述べています。この資料は概要版で、あまり触れていませんが、本編では、前回ビジョンの振り返りも行い、10年前の目標設定に対し、実際はどうだったか、数値化するなどして、継続する施策が多いですが、新たな施策も生まれており、今後の10年間の目標設定を行っているところです。この辺りも、改めて資料をお送りしますので、ご覧いただきたいと思います。

今後とも、こうした視点で取り組んでいきたいと思っております。

委員 敢えて発言しましたのは、よく外部評価をするよう言われるのですが、外部評価は、実際は一般的な、一定の方向性で評価がされてしまうように思っています。一番内実を分かっている現場の皆さんが評価することに力点を置くという方針が一番有効であると、経験則から発言した次第です。

委員 13 ページの投資財政計画の箇所ですが、令和 14 年度から地震対策の要素が消えているように思います。

事務局 ビジョンでは目標の指標を設定していますが、重要な管渠の地震対策は、この年度の前までに終えることにしているため、そのようになります。

会長 決意の表れということですね。これこそ、P D C A サイクルでしっかり検証してほしいと思います。

委員 数年前、汚水管の耐震化のレベルが低く、50%に達していないという説明を受けましたが、令和 13 年度までに、老朽化した管が確実に解消されるということになるのですか。

事務局 この表での地震対策は、あくまで重要な管渠に対するものです。緊急輸送路の下ですとか、病院に直結したり、橋や鉄道をくぐっているものが令和 13 年度までに終わる計画です。それ以外の老朽化管は、この表ですと、長寿命化対策の中で対応することとなります。

委員 そうすると、まだまだ続くわけですね。

事務局 そのとおりです。優先順位を決めております。

会長 それで、令和 14 年度からは長寿命化対策が大きくなるわけですね。

会長 他にございませんか。

(発言なし)

会長 ご発言も尽きたようですので、ウおだわら下水道ビジョンにつ

いてを終わります。

会 長 報告事項エその他について、何かありますか。

事務局 事務局からは、特にございません。

委 員 発言させていただきますと、お堀端通りをまっすぐ行った三の丸小付近ですが、人通りが大分戻ってきています。そこを通るとだいぶドブ臭いように思います。汚水のせいなのかどうか、よく分かりませんが、観光の動線であり、あまりいい印象を与えていないと思いますので、所管課は分かりませんが、点検していただきたいです。

事務局 その付近は、1号幹線など重要な管路が密集していますので、ご指摘の点は、現場調査をしたいと思います。

会 長 これで本日予定しておりました議題等はすべて終了いたしました。それでは、進行を事務局へお返しします。

事務局 ありがとうございます。本日の審議会の議事録でございますが、議事録は事務局が作成いたしまして、委員の皆様へご確認いただいた後、公開手続きを行います。

それでは、これをもちまして、令和3年度第2回小田原市下水道運営審議会を終了いたします。